

## 令和4年度第1回豊山町行政改革推進委員会会議録

### 1 開催日時

令和5年3月3日（金） 午前10時30分から正午まで

### 2 開催場所

豊山町役場 4階 全員協議会室

### 3 出席者

水野晃委員 岩村みゆき委員 鈴木豊信委員 秋田勇人委員 新居正博委員  
伊藤文人委員 林美知子委員 岡島淳好委員 金森和彦委員 萩原聡央委員  
鈴木邦尚町長 伊井誠副町長 堀尾政美総務部長 井上武総務課長  
森川泰成総務・財政グループ長 戸谷将基総務・財政グループ主事  
富田翔吾土木・農政グループ長

### 4 議題

- (1) 第6次豊山町行政改革大綱の取組状況について
- (2) 使用料等の見直しに関する取組状況について
- (3) その他

### 5 会議資料

- ・次第
- ・豊山町行政改革推進委員会設置条例（資料1）
- ・豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則（資料2）
- ・第6次豊山町行政改革大綱実施計画進行管理表（資料3）
- ・第6次豊山町行政改革大綱（資料4）
- ・使用料等の見直しに関する取組状況について（資料5）

### 6 会議内容

総務課長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年度豊山町行政改革推進委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の委員会の進行を務めさせていただきます、総務課長の井上と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の委員会につきましては、発言者の氏名を除いて、会議録を公開させていただきますので、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。</p>
------	--

	<p>それでは始めに、町長より委嘱状の伝達をさせていただきます。</p> <p>伝達は自席で行いますので、そのままお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、行政改革推進委員の職務につきましては、資料1・資料2の条例及び規則を、各自、お目通しいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。</p> <p>(順次紹介)</p> <p>それでは、次に町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>(順次紹介)</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、町長よりごあいさつ申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員として就任のご快諾をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、第6次行政改革大綱について、令和4年度に取り組んできた事項について報告させていただきます。私の方から少しお話しさせていただきますと、組織について係制からグループ制に変更いたしました。また、子どもに特化した子ども応援課を創設しました。その他に、新しく人材育成基本方針を定め、職員の働き方改革の一環として、時差勤務の試行を開始しました。業務等の効率化という項目からは、職員の改革提案制度を行い、約15件の提案をいただきました。その中で、子どもと共に来庁された人の待遇を良くするために、きこっとひろばというコーナーを設けました。また、授乳室を新たに設けます。こういった職員の提案によるものを実現していくことで業務の取り組みの改善になりますし、住民の方の利便性の向上にもつながると思います。</p> <p>その他に、地域との協働という点において、今年度から地区担当制を実施し、各課長が、それぞれの地区委員の方と様々な話をさせていただくといった取り組みを開始させていただいております。</p> <p>後ほど、詳細の説明が職員からございますが、第6次豊山町行政改革大綱の今年度の取り組み状況について、忌憚のないご意見を皆様からいただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議資料のご確認をお願いします。</p> <p><b>【配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 豊山町行政改革推進委員会委員名簿</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(資料1) 豊山町行政改革推進委員会設置条例</li> <li>・(資料2) 豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則</li> <li>・(資料3) 第6次豊山町行政改革大綱実施計画進行管理表</li> <li>・(資料4) 第6次豊山町行政改革大綱</li> <li>・(資料5) 使用料等の見直しに関する取組状況について</li> </ul> <p>資料に不足等はありませんでしょうか。</p> <p>また、資料をお持ちでない方は、お申し出くださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>資料の不足無しの声</b></p> <p>ここで、ご報告申し上げます。</p> <p>豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則第4条の規定に基づき、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっています。</p> <p>本日は全員出席でございます。よって、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、次に会長の選出をお願いいたします。</p> <p>会長の選出については、豊山町行政改革推進委員会設置条例第4条第1項の規定により、委員の互選になっております。</p> <p>どのようにお取り計らいをさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
委 員	事務局に一任します。
総務課長	それでは、推薦によりまして、会長の互選をお願いしたいと思いますが、どなたか、ご意見や推薦はございませんでしょうか。
委 員	前回も会長を務められておりました、金森委員にお願いしてはいかがでしょうか。
総務課長	ただ今、「金森委員に会長を」というご推薦がございましたが、金森委員に会長をお願いするということによろしいでしょうか。
各 委 員	<b>異議なし</b>
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、金森委員に会長をお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、会長席にお移りいただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、会長に就任しました金森委員から、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>改めまして、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今回は4名の方が新任として就任されておりますが、たくさんご発言していただいて構いませんので、気にせずお話してください。</p> <p>皆様のご協力よろしくをお願いいたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、豊山町行政改革推進委員会設置条例第4条第3項の規定に</p>

	<p>より、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理することとなっています。</p> <p>職務代理者の指名を、会長にお願いいたします。</p>
会 長	萩原委員にお願いしてはいかがでしょうか。
総務課長	ただ今、会長から「萩原委員に職務代理者を」というご指名がございましたが、萩原委員に職務代理者をお願いするということによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、萩原委員に職務代理者をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。豊山町行政改革推進委員会設置条例第5条の規定により、議長は、会長が行うこととなっております。</p> <p>以後の取り回しについては、会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただ今から、会議の進行を私が務めさせていただきます。</p> <p>議題の(1)「第6次豊山町行政改革大綱の取組状況について」事務局からの説明を求めます。</p>
総務・財政 グループ長	資料に基づき説明
会 長	事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
委 員	<p>働き方改革についてですが、非常に前進したと思います。豊山町では金銭面や人員面から考えて育児休業を取得するハードルが高いと思いますが、男性の育児休業取得率が33.3%と、令和元年度実績から倍増しています。</p> <p>時差勤務についてですが、実績や利用者の感想があれば教えてください。</p>
会 長	時差勤務の概要についても教えてください。
総務課長	<p>令和4年10月から時差勤務の試行実施を行っております。職員の長時間勤務の軽減や、ワークライフバランスの推進、心の健康増進、コロナのまん延防止等を図ることを目的として、導入をしています。</p> <p>勤務時間区分については、13区分ございまして、勤務開始時間を30分毎で選択できるようになっております。午前6時から午後2時45分までを始めとして、午後0時30分から午後9時15分までの区分がございます。</p> <p>結果については、延べ回数ですが令和4年10月は21回、11月は17回、12月は10回ということで、3か月間で48回の実績がございます。</p>

副 町 長	<p>元々、残業が多いという実態がありました。それから、休みがとりづら いという雰囲気があるという意見もありましたので、ワークライフバラン スを目的として試行しております。どのような活用がされるのか模索しな がらの試行でございまして、現状では課題として2つ挙がっております。</p> <p>1つは、前日までに時差勤務の申請をするのですが、理由を上司に伝え る必要があって取りづらいい雰囲気があるということ。</p> <p>もう1つは、役場のパソコンのシステムが時差勤務に対応しておらず、 あまり早く来すぎてもパソコンが使えないということです。</p>
委 員	男性の育児休業の取得日数を教えてください。
総務課長	今年度の対象者は3人で、そのうち1人が育児休業を取得しました。取 得期間は1か月です。
副 町 長	男性職員で一番長く取得したのは1年です。ただ、昨年度に取得してい ますので、実績としては昨年度となっております。1年間というのは職場の 理解も必要ですので、育児休業を1年間取得する職員がほとんどというこ とではなく、1か月間の育児休業を取得したという職員もいます。
会 長	この手の問題については、制度と目的との関係をどのように見るかが大 切です。目的というのは、残業を減らすだとか、男女共同参画の関係で、 誰でも育児休業を取得する等さまざまな目的があると思います。一方で、 それを解決するために、1つの制度で解決するのが良いのかどうかがあり ます。目的はいくつかあるけれども、1つの制度で解決はできない。それ では制度をたくさん作れば良いのかとなると、複雑化してしまう。このあ たりの兼ね合いが非常に難しいので、評価する場合は、総合的な評価とす るべきだと思います。
委 員	メンタルヘルス対策の実施について、高ストレス者の最も多いストレス 内容と、現在通院されている方、休職されている方はいるのでしょうか。
総務課長	ストレスの内容については、こちらでは把握できないようになっており ます。今年度につきましては、来所相談以外に、電話やインターネットに よる相談もできる旨を周知させていただいております。
副 町 長	心の問題で休んでいる職員は、今年度ではございません。
委 員	令和元年度の高ストレス者が40人、令和4年度の高ストレス者が41 人となっており、人数は減っておりません。職員の皆さんの健康が一番心 配ですので質問しておりますが、このような状況にあるということを当局 は認識していただく必要があります。対策はしていますが、なぜ高ストレ スなのかわからない状態では、解決できるのか疑問に思います。
副 町 長	委員ご指摘の通りで、妙案というのはなかなかございませんが、今年度 からメンター制度という制度を開始しております。メンター制度とは、相 談する側が、仕事やプライベートのこと等何でも相談できる人を指名し、

	毎月1回は手段手法を問わず自由に相談に乗って、心の悩みを抱えているような人の救済を目的とする制度です。こちらでも試行ですが、悩みを抱えている人について、役場のシステムとして救う手立てはないかということで、このような取り組みも新たに始めております。
会 長	学術的には適度なストレスは必要ですが、過度なストレスは問題です。人によってストレス耐性は様々ですので、アンケートで高ストレスと出たからと言っても、その人のストレス耐性から考えると適切であるという場合もあります。ただ、職員が約160名で、高ストレス者が40名というのは多いと感じます。機会があれば、産業医にもこの状況は普通なのか聞いてみたいと思います。
委 員	私の職場でもストレスチェックをやっています。職場ごとで、この職場は高ストレスな職場環境にあるといった判定が出てきますので、それを基に職場環境を改善していきます。豊山町ではそのような取り組みを行っているのでしょうか。
副 町 長	取り組んでおりません。
委 員	そういった視点で実施すると、改善の糸口が見えてくるかもしれません。
委 員	私の職場では、個人レベルでわからないようにプライバシーに配慮しつつ、学生や教員の心の健康がどういう状況にあるのかを大まかに分析して、全体的な傾向としてこのような問題を抱えているという研修を職員に対して行っています。
委 員	業務の効率化というところで、オンライン化の手続が増えています。町民の方はどれくらい使われているのか実態を教えてください。 もう1つは、行政手続のオンライン化が進められている中で、ICTの活用があります。町民の年齢構成がわかりませんが、例えば高齢の町民、いわゆる情報弱者と言われる方々が利用できるのか疑問が生じます。そうした情報に疎い方々にどのようにアプローチしているのか教えてください。
総務・財政 グループ長	オンラインにおける手続メニューが増えたという実績値は持っているのですが、利用の実績については、申し訳ありませんが手元に資料がございません。
副 町 長	ICTに苦手な方に対して、高齢者向けのスマートフォンの使い方という講座を去年始めまして、そもそもスマホに触ること自体抵抗がある方に対して、少しでもサポートできるよう取り組みをしております。
会 長	豊山町の年齢構成はそこまで高齢化していないとの認識ですがいかがでしょうか。
副 町 長	豊山町は、どちらかという年齢構成が若い自治体です。

町 長	ただ、単身高齢者が増えていて、なかなか援助が難しいのが現状です。特に男性の方は外に出ない人が多いので、ターゲットとして力を入れていかなければなりません。
会 長	オンラインにはない広報誌や窓口のメリットもありますので、両方うまく活用できれば良いです。また、窓口の一本化という観点から、おくやみ窓口でなくても、総合窓口を設置してその窓口で全てが完結するシステムを構築することが高齢者に一番優しいシステムだと思います。
副 町 長	特に福祉部門の窓口においては、さまざまなご相談があります。行政は窓口をたらい回しにしがちですが、職員自体が町民をしっかりと対応できるように、複数の事案ごとに職員が入れ替わるような形でサポートできるような取り組みを始めておりますが、まだまだ出来ているという状況ではございません。これからもっと磨きをかけて実施していく必要があると思っております。
会 長	目的がはっきりしている人は良いですが、目的が複数に渡る人又は目的がよくわからない人にとってはそのような窓口はありがたいですね。
委 員	おくやみ窓口が一本化されたということで制度の詳細を教えてください。
町 長	必要な手続きが一覧表となった冊子をお配りし、全ての手続きがおくやみ窓口で完結するようになっております。町民の方が各課へ移動するのではなく、職員が入れ替わりで対応するようになっております。
委 員	行政改革大綱の中で町民に対する情報発信というのは、どの項目にあたるのでしょうか。行政改革を進めていく上で、さまざまな分野で関係するため、町政の情報発信も大切な項目だと思っております。
副 町 長	業務等の効率化の推進の中に、町民への分かりやすい情報提供を図りますとありますが、位置づけとしてはこの程度しかしておりません。
委 員	情報の開示や提供といった取り組みも今後大綱の中に入れ込んでいく必要があるかもしれません。
会 長	他にご意見等はございますか。 委員の皆様のご意見等も無いようですので、議題の（１）「第６次豊山町行政改革大綱の取組状況について」は、終わります。 続きまして、議題（２）使用料等の見直しに関する取組状況について、事務局からの説明を求めます。
土木・農政 グループ長	資料に基づき説明
会 長	事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 こちらは、見直しの取組状況についてということなので、まだ具体的に

	<p>は実施していないということですね。人件費等の各種費用もかさんでいることを考えると、見直しをするのはある程度当たり前という気はします。問題はそれ以外です。新たな受益者負担ですとか、公平な受益者負担ですとか、この2つについての議論がよくされます。何を持って公平とするか、そもそも今まで使用してきたものに対して、新たに負担を求めると抵抗があるのはよくある話ですので、納得させる材料が必要となります。</p>
町長	<p>行政が建築した建物は基本的に公共性があるという前提ですので、建設費については負担の計算に入れておりません。小規模の修繕に係る部分を使用料にどう反映させていくのかが基本的な考えです。</p>
会長	<p>最初に読んだときに違和感があったのですが、必需性と市場性について、必需性の高い施設で民間による提供が困難な施設というのは、市場性と言葉として意味が同じです。公共性が高い施設で良いと思います。 減免制度については具体的にはどのように実施しているのでしょうか。</p>
総務・財政グループ長	<p>減免制度については、豊山町の特定の団体が施設を利用すると、料金に対して例えば半額になるといった制度です。その金額を集計すると、年間で500万円程の減免を豊山町が行っているという状況で報告しております。</p>
会長	<p>使用料自体は公のものであるので、できるだけ安くするものとなっています。そこへ特定の団体に対し、減免をさらに設けるといえるのでしょうか。</p>
委員	<p>さらに使用料が安くなります。特定の団体には補助金を出しているのにも関わらず、減免をする必要があるのかという状況だと思いますので、今後の課題として検討する事項だと思います。</p>
町長	<p>見方を変えると、補助金の二重交付になっています。</p>
会長	<p>それが公平なのかどうかということですね。</p>
町長	<p>先程も申し上げましたが、料金設定において建設コストは含めておりませんので、減免するという自体おかしな制度だと考えております。</p>
委員	<p>使用料の減免について質問です。補助金を交付している団体について、営利目的ではなく、補助金では賄えない分を補填する名目で入場料を徴収する場合の使用料はどうなりますか。</p>
町長	<p>そこまで細かくはまだ検討しておりません。</p>
副町長	<p>行政改革大綱の中に、使用料の見直しについては来年度から実施する計画になっているということもありまして、現在の検討状況を報告させていただいております。</p>
会長	<p>この手の見直しはよくある当たり前のことです。ただ、たまには下がるものもないかなと思います。減免については、何パーセント減免すれば適正なのかという問題もあると思います。</p>



会 長	<p>他にご意見等はございますか。</p> <p>委員の皆様のご意見等も無いようですので、議題の（２）「使用料等の見直しに関する取組状況について」は、終わります。</p> <p>続きまして、議題（３）「その他」について、事務局、何かありますか。</p>
総務・財政 グループ長	<p>特にございません。</p>
会 長	<p>委員の皆様、何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委員から特になしの声</span></p> <p>特に無いようでしたら、本日の会議は、これで終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
総務課長	<p>本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。</p>